

大阪市教育会館駐輪場利用規程

平成 22 年 9 月 1 日施行
令和 5 年 6 月 26 日一部改正

(使用者)

第1条 大阪市教育会館に設置する駐輪場を使用することができる者(以下「使用者」という)は、大阪市教育会館及び東館(以下「会館」という。)を利用する者とする。

2 使用者は、利用の期間によって、1カ月又は半年を期間とする定期使用者と1日を期間とする一日使用者に区分する。

(定期使用者)

第2条 定期使用者の利用については、次のとおり取り扱う。

- (1) 一般財団法人大阪市教育会館(以下「財団」という。)が駐輪場の運営及び管理を委託する事業者(以下「管理者」という。)は、使用者からの申請に基づき、受付・登録を行う。
- (2) 使用者は、名前・入居テナント名・携帯電話等の連絡先など必要事項を添えて申請を行わなければならない。
- (3) 管理者は、駐輪場の区分の割り当てを決定し、使用者が使用料を納付したことを確認した後、登録証(以下「ステッカー」という)を交付する。ステッカーには、使用者の氏名、支払済月、区分割当て番号など必要事項を記載する。
- (4) 使用者は、管理者から受け取ったステッカーを駐車する自転車・バイク(以下「自転車等」という)の後輪泥除けなど見やすい箇所に貼り付けなければならない。
- (5) 使用者は、登録した自転車等を変更する場合は、登録自転車等変更申請を行なわなければならない。

(一日使用者)

第3条 一日使用者の利用については、次のとおり取り扱う。

- (1) 管理者は、使用者からの申請に基づき、受付を行う。
- (2) 使用者は、氏名・携帯電話等の連絡先など必要事項と使用料を添えて申請を行なわなければならない。
- (3) 管理者は、駐輪場の区分の割り当てを決定し、使用者に対してステッカーを交付する。ステッカーには、氏名、区分割当て番号など必要事項を記載する。
- (4) 使用者は、管理者から受け取ったステッカーを駐車する自転車等の後輪泥除けなど見やすい箇所に貼り付け、指定された場所に駐輪する。

(使用料)

第4条 使用者は、次の使用料を管理者に前納しなければならない。

利用期間	1日	1カ月	半年
自転車 1台につき	100円	500円	2,500円
バイク 1台につき	300円	1,500円	7,500円

2 使用料は途中解約することがあっても、返金しない。

(利用の解除)

第5条 管理者は、本規程に定める禁止事項及び遵守事項に違反した使用者に対して、その利

用を解除することができる。又、この場合は使用料の返金を行わない。

(禁止事項)

第6条 使用者は、利用する駐輪場において次のことを行ってはならない。

- (1) 第三者に転貸すること。
- (2) 登録自転車以外の自転車等を駐輪すること。
- (3) 資材、危険物、その他使用目的に反する物を置くこと。
- (4) 焚き火、花火、煙草の投げ捨て等危険な行為及び使用目的に反すること。
- (5) その他、管理者が禁止する行為を行うこと。

(遵守事項)

第7条 使用者は、利用する駐輪場において次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 交通法規を遵守し、他の利用者の生命・安全を損なわないよう最大限の注意を払うこと。
- (2) 他の利用者及び近隣住民の迷惑となる騒音を発しないようすること。
- (3) 指定された区分に駐輪し、他の使用者の迷惑とならないようにすること。
- (4) その他、管理者の定める事項を遵守すること。

(自転車等の撤去・処分)

第8条 管理者は、本規程に違反する自転車等を撤去及び処分（以下「撤去等」という。）できるものとする。

- 2 管理者は、撤去等に要する費用負担が生じた場合は、原則として当該自転車等の所有者に請求するものとする。
- 3 所有者が不明の場合は、管理者で処分するものとする。

(損害賠償等)

第9条 管理者は、天災地変、盗難、その他事故、犯罪等により使用者及び第三者に損害が生じた場合、その責は負わない。

- 2 駐輪場内で起きた事故等の補償は、当事者同士で対処するものとする。

(その他)

第10条 この規定に定めのない事項については、財団の専務理事が定める。

附 則（規定の施行等）

- 1 この規定の改廃は財団の専務理事が行う。
- 2 この規定は平成22年9月1日より施行する
- 3 平成25年10月1日全面改正
- 4 平成25年11月1日全面改正
- 5 この規程は、令和5年6月27日から施行する。